

## 下請代金の支払手段について

平成28年12月14日

公正取引委員会

公正取引委員会は、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、下請法等の一層の運用強化に向けた取組を進めているところ、その取組の一環として、今般、下請代金の支払はできる限り現金によるものとする等（「要請の内容」参照）を、とりわけ中小企業者以外の親事業者から率先して実施するよう、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名の文書（別添）をもって関係事業者団体に対して要請することとした。（注）

なお、「要請の内容」欄記載の事項と同様の内容は、中小企業庁が今般改正した「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」にも盛り込まれた。

### 要請の内容

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。

（注）この要請に伴い、「下請代金の支払手形のサイト短縮について」は廃止するが、今後とも、支払手形の手形期間が、繊維業において90日を、その他の業種において120日を超えるものは、下請法が禁止する「割引困難な手形の交付の禁止」に違反するおそれがあるものとして指導する。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03-3581-3373（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>